

## 司法修習生のいわゆる谷間世代への一律給付実現を求める会長声明

司法制度は、社会に法の支配を行き渡らせ市民の権利を実現する社会的インフラです。司法修習は、法曹が、公共的に重要な役割を担うことから、国が、司法試験合格者に対して、統一した専門的な実務研修を命ずるものであり、司法修習生は、裁判官、検察官、又は弁護士としての実務に必要な能力を習得し、高い識見・倫理観や円満な常識を養うため、修習に専念すべき義務を負っています。このように、司法修習は、三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなす制度であり、かかる制度を公費をもって行うことは国の責務であって、当会は、2011年に廃止された司法修習生への給費制を復活させるべく活動をしてきました。

その後、2017年4月19日に司法修習生に対して修習給付金を支給する裁判所法が改正されることとなり、第71期以降の司法修習生が改めて公費をもって養成されることとなったことを一つの前進として歓迎する一方、残された問題にも取り組んできました。

残された問題の一つが、2011年から2016年の間に司法修習生となった人らに対して、一切給付がなく、また事後的な是正措置も採られていないことです。すなわち、この期間に司法修習生となった人のみ無給での司法修習を強いられたこととなり、著しい不公平が残ることとなっています（いわゆる谷間世代問題）。

谷間世代は全法曹人口の約4分の1を占めており、また弁護士会での公益的活動において重要な役割を担うべき世代となっています。

しかし、無給であった司法修習中に大きな経済的負担を負い、これに加えて大学・法科大学院での奨学金債務を抱える者は少なくありません。日本弁護士連合会が2019年に実施した谷間世代に対するアンケートでは、多くの谷間世代の弁護士が、経済的困難が解消されれば、活動範囲を広げ、社会のためにさらに役に立ちたいと考えていることが明らかとなっています。谷間世代が抱える経済的負担や不公平感を解消することは、充実した公益活動にもつながり、市民の権利実現に資するものとなります。

この谷間世代の問題について、名古屋高等裁判所は、2019年5月30日、給費制廃止違憲訴訟判決において、従前の司法修習制度の下で給費制が果たした役割の重要性及び司法修習生に対する経済的支援の必要性については、決して軽視されてはならないものであって、いわゆる谷間世代の多くが、貸与制の下で経済的に厳しい立場で司法修習を行い、貸与金の返済も余儀なくされているなどの実情にあり、他の世代の司法修習生に比し、不公平感を抱くのは当然のことである、例えば谷間世代の者に対しても一律に何らかの給付をするなどの事後的救済措置を行うことは、立法政策として十分に考慮に値するのではないか、と述べています。

2018年から司法修習中の貸与金の返還が開始され、経済的負担が顕在化しており、谷間世代への事後的救済措置の整備は切迫した問題となっています。事後的救済措置とし

て谷間世代へ一律給付の実現を求める活動は、多くの国会議員の応援のメッセージを受け、2023年3月には全国国会議員の過半数を超えるに至りました。

このような状況に鑑み、当会は改めて、内閣及び国会に対し、司法修習生のいわゆる谷間世代へ一律給付を実現する立法措置を求めます。

2023年（令和5年）4月14日

長野県弁護士会

会長 山 岸 重 幸